令和４年５月中旬販売予定

田辺市プレミアム付商品券の取扱店を募集します

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の抑制により、落ち込んでいる地域内の需要の喚起を図ることを目的として、田辺市プレミアム付商品券事業を実施します。

■商品券の概要（予定）

◇**発行総額**　７億5,000万円（30万セット）
◇**販売価格**　１セット2,000円（500円券×５枚＝2,500円分）
◇**販売上限**　１人10セットまで（応募多数の場合は抽選販売）
◇**利用期間**　５月中旬～令和５年１月31日㈫

■商品券の利用対象にならないもの

◇出資又は債務の支払（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
◇有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
◇たばこ事業法第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入
◇現金との換金、金融機関への預け入れ
◇転売目的による商品等の購入
◇医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
◇事業上の取引（商品の仕入れ等）
◇娯楽業のうち遊技場（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払
◇家賃・地代・駐車料等の支払
◇特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

申取扱店募集要領の内容を十分ご確認の上、取扱店申込書兼誓約書に必要事項を記入し、下記又は田辺商工会議所、各商工会へお持ちいただくか郵送してください。取扱店募集要領及び申込書はホームページから取得できます。詳しくは下記へお問い合わせください。
※３月25日㈮までに申請を受けた取扱店に限り、商品券の販売時に配布する取扱店一覧表に掲載します。上記の期間を過ぎても申請は受付けます。
※一度取扱店として登録されますと、脱退はできません。
※セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
問田辺市商店街振興組合連合会
〒646-0031 湊9-10
☎0739（22）2960
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/premium_shouhinken.html

■取扱店の要件

市内に本社機能を置く事業者が営む市内の店舗｛フランチャイズ店（チェーン形式で営業する店）を含む。｝のうち、次に該当しない店舗。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う店舗、又は娯楽業のうち遊技場など（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
上記「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引のみを行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

※消費者の利便性の観点で、旧市町村間で、利用できる店舗に著しい格差が生じるおそれがある場合、必要最低限の範囲内で個別に検討を行い、市として特に必要と認める場合は、取扱店登録について運営業務受託者に対し要請します。

キッチンカーの試験出店業者募集

第61回全日本花いっぱい田辺大会キックオフイベントを開催します

令和５年３月開催の第61回全日本花いっぱい田辺大会の開催１年前イベントとして、NPO花つぼみ主催の「花まつり」において、カウントダウンボード除幕式、大会啓発ブース・飲食ブース（キッチンカー）の開設などを実施します。

日時３月26日㈯、27日㈰　10時～16時
※少雨決行。両日とも荒天等で開催できなかった場合は、４月２日㈯、３日㈰に延期します。
場新庄総合公園

【カウントダウンボード除幕式】

日時３月26日㈯　10時～10時10分
※開催できなかった場合は、３月27日㈰、４月２日㈯、３日㈰と延期します。
場新庄総合公園美術館前

【花苗の配布】

日時３月27日㈰　15時～
※開催できなかった場合は、中止します。
場新庄総合公園美術館前
■**数量**　500株［先着］

【キッチンカーの試験出店業者募集】

第61回全日本花いっぱい田辺大会の開催に向けて、新庄総合公園におけるキッチンカーの出店を試験的に実施します。
日時３月26日㈯、27日㈰　10時～16時
※前後１時間が準備・片付けの時間です。
※開催できなかった場合は、４月２日㈯、３日㈰に延期します。
場新庄総合公園ゆめのふね南西側スペース
定５台程度（応募多数の場合は抽選により決定）
料5,500円（２日分の公園使用料相当額）
※中止の場合は、出店料を返金します。
申対象者等詳しくは募集要項をご確認の上、３月18日㈮までに、試験出店申請書及び公園使用許可申請書に関係書類を添えて下記へお持ちいただくか、郵送してください。要項及び各種申請書は下記で配布するほか、ホームページからも取得できます。
問第61回全日本花いっぱい田辺大会実行委員会（本庁舎別館１階　管理課 公園係内）
〒646-8545 新屋敷町１
☎0739（26）9966
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/hanaippai_tanabe.html

活用計画は３月７日㈪より公表します

旧国鉄田辺駅宿舎跡地活用事業の事業者を募集します

■事業用地

旧国鉄田辺駅宿舎跡地（高雄二丁目1299-1）
面積　4,053.12㎡
※北側道路部及び南側市道拡幅予定部を含む。
申４月１日㈮～28日㈭に、申請書等を右記へお持ちいただくか、メールでお申し込みください。本活用計画及び募集要項、申請書等は、右記又は田辺商工会議所で配布しているほか、ホームページからも取得できます。詳しくはホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。
問都市計画課（本庁舎別館１階）
☎0739（26）9937
✉toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/index.html

異動手続、児童医療受給者証、保険税（料）の仮徴収など

保険課からのお知らせ

【国民健康保険の異動手続きについて】

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入中の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、修学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に右記届出先へ国保の届出が必要です。

◇加入の届出が遅れると

保険税を遡って納めることになります。また保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

◇脱退の届出が遅れると

脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使った場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくことになります。

■㊐保険証について

修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、市の国保の被保険者として㊐保険証が交付できます。

次のような場合には、手続が必要です。

◇新規に㊐保険証が必要な場合

新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため㊐保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が確認できる書類（在学証明書等）、保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

◇㊐保険証の有効期限の延長が必要な場合

進学等で修学年限が延長になり、㊐保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、㊐保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

◇修学年限が３月末で終了となり、住民票が市にない場合

㊐保険証は、有効期限の３月末を過ぎると、国保の資格が喪失します。

・有効期限後に市に住民票を移さず、社会保険や共済組合などの他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

・㊐保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合には、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、㊐保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

・卒業後、市に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入届の際に㊐保険証をお持ちください。

■届出先

下記又は各行政局住民福祉課（27ページ参照）、近野連絡所、三川連絡所、富里連絡所

問保険課 庶務係（本庁舎２階）

☎0739（26）9924

【4月1日から新小・中学1年生の医療費受給資格証が変更になります】

４月１日から新たに小学生・中学生になるお子さんは、今までお使いの乳幼児医療費受給資格証（黄色）・児童医療費受給資格証（紫色）が使えなくなります。４月からお使いいただく児童医療費受給資格証（新小学１年生は紫色・新中学１年生は灰色）は３月下旬頃に送付しますので、４月以降は、新しい受給資格証を医療機関等に提示して受診してください。

問保険課 医療係（本庁舎２階）

☎0739（26）9926

就学前　小学校　中学校

【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収（仮徴収）が始まります】

４月から令和４年度の保険税（料）の特別徴収（仮徴収）が始まります。

※納税（付）義務者が令和４年４月１日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により４月支給の年金から天引きされることがあります。その場合は、後日還付（返金）します。

■特別徴収について

保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、下記のとおり年６回の年金定期支給時に実施されます。

◇仮徴収（4・6・8月）

年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定するため、仮の保険税（料）額を天引きします。

◇本徴収（10・12・翌年2月）

７月に決定される年間保険税（料）額から仮徴収額を差し引いた額を３回に振り分けて天引きします。

■国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法の変更について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が特別徴収の対象となる方は、申請により口座振替による納付に変更することができます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

※国民健康保険税は、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替で納付いただいている世帯は、口座振替による納付方法を優先しています。

※介護保険料は、特別徴収から口座振替への納付方法の変更はできません。

問保険課 保険税係（本庁舎２階）

☎0739（26）9965

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）

年金支給月	4月	6月	8月
2月に特別徴収された方	令和4年2月と同額を3回天引きします。 ※昨年7月に「納税（付）通知書」又は「特別徴収通知書」でお知らせしています。		
新たに特別徴収となる方	前年度の年間保険税（料）相当額を基に算定し、天引きします。 ※4月上旬に「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送付します。		

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）

対象となる方全員に、3月中旬に「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送付します。

年金支給月	4月	6月	8月
2月に特別徴収された方	令和4年2月と同額を天引きします。	暫定年間保険料額から、4月に天引きした額を差し引き、残額を5回に振り分けた額を天引きします。	
新たに特別徴収となる方	前年度の年間保険料相当額を6回に振り分けた額を天引きします。		

※暫定年間保険料額とは、各被保険者が前年度に該当した保険料段階の今年度における年間保険料額のことです。

【新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度特例減免制度について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の収入が前年と比較して30％以上減少し、令和3年度の保険税（料）の納付が困難な場合は、減免される場合があります。希望する方は、3月31日㊍までに下記へ申請してください。

問保険課 保険税係（本庁舎２階）

☎0739（26）9965

新型コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面した方々を支援します

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

■支給額　1世帯当たり10万円

対①住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申①の対象となる方には順次確認書を送付しています。確認書に必要事項を記入の上、返信してください。

②の給付金を受け取るには、申請が必要です。3月上旬頃～9月30日㊎に申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに右記へ郵送してください。申請書は、ホームページで取得できるほか、市民総合センター、市役所等で配布しています。一定の要件がありますので、詳しくはホームページ等でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、できる限り郵送での提出をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

■避難先に住民票を移していないDV等で避難されている方へ

DV等で避難されている方から避難先の居住市町村に申出・申請いただき、支給要件等を確認の上、支給します。

■給付金の支給時期

市が確認書又は申請書を受理した日から3週間程度が目安です。

■給付金をかたった詐欺にご注意ください

市区町村や国、内閣府などが下記のお願いをすることは、絶対にありません。

◇現金自動預払機（ATM）の操作

◇臨時特別給付金の給付のために、手数料の振込を求めること

※不審な電話や郵便等があった場合、市や最寄りの警察署、警察相談専用電話（☎#9110）にご連絡ください。

問住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金窓口（市民総合センター2階）

〒646-0028　高雄一丁目23-1

☎0739（33）9024

https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/hikazeisetai-rinjitokubetsukyufu0.html

対象者枠を拡充します

子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）を支給します

■支給額　児童1人当たり10万円（控除前）

対下記のいずれかの要件を満たし、現在児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない方

◇令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、以降の離婚等によって、令和4年3月分児童手当の受給者になった方

◇令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生等を養育している方

◇その他これらに準ずる方（DV特例・施設特例の所要の手続を行っておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

■申請期限　3月31日㊍17時まで

詳しくは、下記へお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

問市民課 庶務年金係（本庁舎2階）

☎0739（26）9925

各行政局 住民福祉課

☎27ページ参照

https://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/kosodate_kyuhu_2021.html

省エネルギーについて考えてみませんか

環境啓発講座「江戸の環境リサイクル今日からできる簡単・環境問題解決法」を開催します

日時3月1日㊋～21日㊊㊗（オンライン配信）

内「江戸の環境リサイクル今日からできる簡単・環境問題解決法」（70～80分）

※予め録画したものを配信します。

■講師　林家うん平（ぺい）さん

申①パソコン、スマートフォン、タブレット等で右記ホームページから視聴ページにアクセスし、申込みフォームへ必要項目を入力して送信してください。

②入力いただいたメールアドレス宛に視聴用URLを送付します。アクセスし、配信期間内にご視聴ください。

■注意事項

◇動画視聴には大容量のデータ通信を消費するため、安定したインターネット環境（Wi-Fi、有線LAN）のご利用を推奨します。

◇本配信の写真撮影（スクリーンショット含む。）、録音、録画、転送等は一切禁止です。

◇第三者に対して、視聴用URLを提供することは禁止です。

問環境課 環境対策係（本庁舎2階）

☎0739（26）9927

https://www.city.tanabe.lg.jp/kankyo/index.html

科学やものづくりの楽しさを知ろう

令和4年度田辺市少年少女発明クラブ員募集

田辺市少年少女発明クラブは、子供に科学やものづくりの楽しさを知ってもらうため、市内の小学4年生～6年生を対象に年間10回の講座（月に1回、2時間程度）を実施しています。

日5月から月1回（9月は除く。）で、主に日曜日の午前中に開催しています。

※一部異なる場合があります。

場市内の公民館、学校等の施設、近隣市町村の教育施設などを予定しています。

内工作や実験、野外での自然観察など、様々な体験ができます。

対市内の小学校に通う新4年生～新6年生の児童

定30名（応募多数の場合は抽選により決定。これまで受講されたことのない方、特に新6年生を優先）

料年間5,000円（材料費、保険料等）

申3月18日㊎までに、下記申込みフォームからお申し込みください。

問生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）

☎0739（26）4908

https://logoform.jp/form/nAhC/R04hastumeiclub

申込みはこちら▸